

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

規則

号外(一) 令和六年四月一日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「岐阜県女性相談センター」を「岐阜県女性相談支援センター」に改める。

第四条第一項の表秘書課の項中「行幸啓係」の下に「お成り第一係、お成り第二係」を加える。

第五条第一項の表管財課の項中「県庁舎運用第一係、県庁舎運用第二係」を「県庁舎運用係」に改める。

第六条第一項の表清流の国づくり政策課の項中「管理調整係」の下に「政策連携係」を加え、同表ねりんピック推進事務局の項中「総務企画係、式典事業・レクリエーション係」を「総務係、企画・広報県民運動係、式典・事業係、交流大会・レクリエーション係」に改め、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第十七号を第十八号とし、

第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次のように加える。

十一 二〇二五年日本国際博覧会との連携に関すること。

第六条第五項中「政策連携係」を「万博連携係」に改め、同条第六項中「第十四号」を「第十一号」に改める。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中「生涯学習係」を削り、「生物多様性係」

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和六年四月一日

の下に「環境教育係」を加え、同表脱炭素社会推進課の項中「教育普及係」を削り、同表環境管理課の項中「盛土規制係」を削り、同表県民生活課の項中「交通安全・コミュニティ係」の下に「生涯学習係」を加え、同表文化創造課の項中「文化施設係」の下に「文化交流係」を加え、同表文化祭総務企画課の項中「広報県民運動係」を「広報係、県民運動係」に改め、同表清流の国ぎふ文化祭推進課の項中「式典運営係」の下に「式典会場管理係」を加え、同表全国高等学校総文祭推進課の項中「事業推進係」の下に「式典運営係」を加え、同条第二項の表環境生活政策課の項第七号を次のように改める。

七 環境教育の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表脱炭素社会推進課の項第四号中「次号において同じ」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表環境管理課の項第九号を削り、同表県民生活課の項に次の二号を加える。

十七 生涯学習に関する事。

十八 社会教育に関する事(教育委員会の所掌に属するものを除く。)

第七条第二項の表文化創造課の項に次の一号を加える。

六 二〇二五年日本国際博覧会との連携に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

第七条第五項中「中部山岳国立公園活性化推進係及び自然公園係」を「自然環境活用交流促進係」に改め、同条第六項中「第二項の表環境生活政策課の項第十一号から第十四号」を「第二項の表環境生活政策課の項第十号から第十三号」に改める。

第八条第一項の表感染症対策推進課の項中「感染症対策第三係」を「医療機関支援係」に改め、同表感染症対策調整課の項を削り、同表生活衛生課の項中「乳肉・動物指導係」を「動物愛護係」に改め、同表子育て支援課の項中「少子化対策係」を「こども企画係」に改め、同条第二項の表感染症対策推進課の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 感染症の感染拡大防止に係る総合的な企画立案及び調整に関する事。

第八条第二項の表感染症対策調整課の項を削り、同表子育て支援課の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 こども政策に係る調整に関する事。

第八条第二項の表子ども家庭課の項第六号を次のように改める。

六 困難な問題を抱える女性への支援に関する事。

第八条第二項の表子ども家庭課の項第十三号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同条第五項の表感染症対策推進課の部を削り、同条第六項の表医療・検査体制対策室の項及びワクチン接種対策室の項を削る。

第九条第一項の表産業人材課の項中「管理調整係」の下に「人材企画係」を加え、「産学金官連携係、外国人雇用対策係」を削り、同表県産品流通支援課の項中「県産品振興係」を「県産品企画係」に改める。

第十条第一項の表里川振興課の項中「里川振興課」を「里川・水産振興課」に改め、「里川振興係」の下に「水産係、漁業振興係」を加え、同条第二項の表里川振興課の項中「里川振興課」を「里川・水産振興課」に改め、同項に次の一号を加える。

九 県内河川等のコクチバス駆除対策に関する事。

第十条第三項の表里川振興課の部中「里川振興課」を「里川・水産振興課」に改め、同部水産振興室の項中「水産振興室」を「コクチバス対策室」に、「水産係、漁業振興係」を「コクチバス対策係」に改め、同条第四項の表水産振興室の項中「水産振興室」を「コクチバス対策室」に、「第二項の表里川振興課の項第三号から第八号まで」を「第二項の表里川・水産振興課の項第九号」に改める。

第十一 条第二項の表県産材流通課の項第三号を次のように改める。

三 県産材の流通合理化対策(生産、流通及び加工)に関する事。

第十一条第二項の表県産材流通課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表森林経営課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 林業種苗及び林木育種に関する事。

第十一条第二項の表森林経営課の項に次の一号を加える。

十一 木質バイオマスの活用に関する事。

第十一条第三項の表森林経営課の部林業経営改革室の項中「林業経営改革室」を「林業改革室」に改め、「担い手企画係」の下に「木質バイオマス産業係」を加え、同条第四項の表木造建築推進室の項中「から第七号まで」を「及び第六号」に改め、同表林業経営改革室の項中「林業経営改革室」を「林業改革室」に、「第二項の表森林経営課の項第六号から第十号」を「第二項の表森林経営課の項第五号から第十一号」に改める。

第十二条第一項の表道路維持課の項中「市町村道係」を「企画・市町村道係」に改める。

第十三条第一項の表建築指導課の項中「構造審査係」の下に、「盛土規制係」を加え、同表都市公園課の項中「活用推進係、管理運営係」を「企画推進係、整備管理係」に改め、同条第二項の表建築指導課の項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 盛土規制に関すること。

第十三条第五項の表都市公園課の部ぎふワールド・ローズガーデン企画推進室の項中「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進室」を「都市緑化フェア推進室」に、「企画推進係、都市緑化推進係」を「総務広報係、事業企画係、整備運営係、協働推進係」に改め、同条第六項の表ぎふワールド・ローズガーデン企画推進室の項中「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進室」を「都市緑化フェア推進室」に、「第二項の表都市公園課の項第二号及び」を「第二項の表都市公園課の項」に改める。

第十八条第一項中「二人」の下に「総務部」を加え、同条第二項中「関する事務を」の下に、「総務部」を加える。

第二十条の二第一項中「二人」を「二人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 ねりんピック推進事務局次長のうち一人は上司の命を受け、事務局の予算、人事その他の内部管理事務及び企画・広報県民運動その他特に命ぜられた事務を、一人は上司の命を受け、式典・事業の運営その他特に命ぜられた事務を、それぞれ掌理する。第二十四条の表清流の国推進部の部岐阜地域総括監の項の次に次のように加える。

次長（スポーツ担当）	一人	上司の命を受け、スポーツ施設の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
------------	----	---

第二十四条の表健康福祉部の部次長（医療・検査担当）の項中「医療・検査担当」を「医療担当」に改め、同部次長（調整担当）の項を削る。

第二十六条第一項の表ねりんピック推進事務局の部に次のように加える。

学校連携企画監	一人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表環境生活政策課の部生涯学習企画監の項、脱炭素社会推進課の部及び環境管理課の部盛土対策調整監の項を削り、同表県民生活課の部に次のように加える。

生涯学習企画監	一人	上司の命を受け、生涯学習に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--------------------------------

第二十六条第一項の表文化創造課の部に次のように加える。

文化事業推進監	一人	上司の命を受け、文化事業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
文化交流推進監	一人	上司の命を受け、文化交流の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表文化創造課の部に次のように加える。

文化伝承課	伝統技術支援監	一人	上司の命を受け、伝統技術の支援その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表文化祭総務企画課の部に次のように加える。

地域推進監	七人	上司の命を受け、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭及び全国高等学校総合文化祭の圏域別の市町村連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	---

第二十六条第一項の表男女共同参画・女性の活躍推進課の部男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長の項を削り、同表子育て支援課の部少子化対策企画監の項中「少子化対策企画監」を「子ども政策調整監」に、「少子化対策に関し」を「子ども政策に係る調整その他」に改め、同部岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長の項を削り、同表家畜防疫対策課の部に次のように加える。

里川・水産振興課	水産振興企画監	一人	上司の命を受け、水産業振興（コクチバス対策を除く。）に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	---------	----	--

第二十六条第一項の表建築指導課の部に次のように加える。

盛土対策調整監	一人	上司の命を受け、盛土規制に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	-------------------------------------

第二十六条第一項の表都市公園課の部都市公園企画監の項中「都市公園企画監」を「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監」に、「管理運営及び整備に関する企画」を「に係る」に改め、同部に次のように加える。

緑化祭推進監	一人	上司の命を受け、全国都市緑化フェアに係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
会場整備監	一人	上司の命を受け、都市公園の整備全国都市緑化フェアに関する会場の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表出納管理課の部出納審査監の項の前に次のように加える。

財務会計システ △開発企画監	一人	上司の命を受け、次期財務会計システム企画その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------------	----	--

第二十六条第二項中「少子化対策企画監」を「ことも政策調整監」に改める。
第二十九条第一項の表五の項中「三百人以内」を「三百五十人以内」に改める。
第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県社会教育委員の項及び岐阜県生涯学習審議会の項を削り、同表県民生活課の部に次のように加える。

岐阜県社会教育委員	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務（教育委員会の所管に属するものを除く。）
岐阜県生涯学習審議会	岐阜県生涯学習審議会条例（平成七年岐阜県条例第二十一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十二条の表五の項第十号を次のように改める。
10 困難な問題を抱える女性の福祉に関すること。
第三十四条の表一の部徴収課の項中「特別整理係」を「特別整理第一係、特別整理第

二係」に改める。

第四十条の三福祉課の項第十三号を次のように改める。

13 岐阜地域の困難な問題を抱える女性の福祉に関すること。

第四十一条の表一の部家庭支援課の項中「家庭支援課」を「家庭支援第一課」に改め、「家庭支援第三係、家庭支援第四係」を削り、同項の次に次のように加える。

家庭支援第二課	家庭支援第三係、家庭支援第四係
---------	-----------------

第四十一条の表二の部中「岐阜県中濃子ども相談センター」を削り、同表中三の部を四の部とし、同部の前に次のように加える。

三 岐阜県中濃 子ども相談セ ンター	総務課 家庭支援課	管理調整係 家庭支援第一係、家庭支援第二係、 家庭支援第三係、判定係
--------------------------	--------------	--

第四十二条の表一の項第三号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同表二の項第一号中「家庭支援課及び地域連携課」を「家庭支援第一課、家庭支援第二課、地域連携課及び家庭支援課」に改め、同表三の項中「家庭支援課」を「家庭支援第一課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、同表六の項を同表七の項とし、同表五の項第一号中「三の項第一号から第四号まで及び第六号から第八号まで」を「三の項第一号から第七号まで」に、「家庭支援課」を「家庭支援第一課、家庭支援第二課」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項第一号中「家庭支援課」を「家庭支援第一課及び家庭支援第二課」に、「。」を「」に改め、同項を同表五の項とし、同項の前に次のように加える。

四 家庭支援第二課	1 三の項各号に掲げる事務（家庭支援第一課の所掌に属するものを除く。）
-----------	-------------------------------------

第四十二条の表に次のように加える。

八 家庭支援課	1 三の項各号に掲げる事務 2 児童の心理治療に関すること。 3 療育手帳、特別児童扶養手当等に係る判定に関すること。 4 児童の一時保護（他の子ども相談センターからの委託児童に係るものを含む。）に関すること（飛驒
---------	--

子ども相談センターに限る。)

第四十四条の表十の部森林保全課の項中「治山第一係、治山第二係」を「治山係」に改める。

第五十条の表四の部用地課の項中「用地第一係、用地第二係」を「用地係」に改める。
第五十六条第五項の表次世代産業部門の項中「情報技術部」の下に「生産システム部」を加える。

「第十九款 岐阜県女性相談センター」を「第十九款 岐阜県女性相談支援センター」に改める。

第一百九条中「岐阜県女性相談センター」を「岐阜県女性相談支援センター」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第三項」に改める。

第一百九条の二中「女性相談センターに相談係」を「女性相談支援センターに相談支援係」に改める。

第一百五十四条の表用地課の項中「用地第一係、用地第二係」を「用地係」に改める。

第一百五十七条第一項の表二の項及び第六十条の表十七の項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第一百七十一条の表中十六の部を十七の部とし、四の部から十五の部までを一部ずつ繰り下げ、三の部の次に次のように加える。

四 岐阜県税事務所	連携調整監	一人	上司の命を受け、徴収確保対策に関し、市町との連携その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----------	-------	----	--

第一百七十五条第二号の表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社